

令和2年4月10日

保護者の皆様

四日市市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業について

日頃は、本市の教育活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三重県の感染拡大阻止緊急宣言を受け、臨時休業を実施することとなりました。

つきましては、本市において、下記のとおり対応しますのでご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月15日（水）～5月6日（水）

※この期間については、今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

2 臨時休業中の対応について

(1) 登校日の設定について

お子様の学習状況及び健康状態の確認のため、以下のとおり、登校日を設定します。

○対 象：市内市立小中学校全児童生徒

○実施回数：各校において期間中に2回程度

○内 容：教員が学習状況及び健康状態を確認します。

○持 ち 物：健康観察表、配付された家庭学習教材、マスク、筆記用具、学習に係る道具等、
上靴、水筒など

○そ の 他：指定された登校日に登校しない場合は、学校へご連絡ください。また、登校に不安のある場合には、登校を控えてください。なお、登校日については、出席及び欠席の対象とはなりません。

(2) 児童生徒の一時預かりについて

期間中、自宅等で子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒の居場所を確保するため、以下のとおり、学校での一時預かりを行います。

○実施時間：平日午前8時30分から午後3時30分

○対象：小学校全学年児童、中学校特別支援学級在籍生徒及び放課後等デイサービスを利用している生徒

○場所：お子様が在籍する学校

○持ち物：マスク、筆記用具、学習に係る道具等、上靴、弁当、水筒など

○手続き：利用にあたっては、「臨時休業中の児童一時預かり申込書」を学校に提出してください。

3 臨時休業中の児童生徒の行動について

(1) 休業中も朝夕の検温と健康観察を行って健康観察表に記録し、健康状態の把握に努めてください。健康観察表は、指定された登校日に学校に提出してください。

(2) 不要不急の外出は避けてください。

(3) 不特定多数の人と接する機会が多い場所やイベント等への参加は避けてください。特に、感染状況が拡大している地域への外出は自粛してください。

(4) 規則正しい生活を送り、十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を心がけてください。

(5) 手洗い・咳エチケット・マスク・うがい等の感染症対策を徹底してください。

(6) 発熱や風邪症状がみられる場合は、安静にし、十分な休養をとり、経過をみてください。

(7) 風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、四日市市保健所等の相談機関に相談してください（基礎疾患のある方は2日間）。その場合は、学校へもご連絡ください。

(8) お子様の同居のご家族等が、保健所や医療機関等から自宅待機を指示された場合は、必ず学校にご連絡ください。

4 その他

(1) 家庭学習については、各学校から配付された家庭学習教材を中心に計画的に行うようお子様にご指導ください。家庭学習教材については、指定された登校日に学校に提出してください。

(2) 児童生徒の心と体の健康保持を目的として、小中学校の運動場を開放します。使用できる時間は、平日午後1時から午後4時とします。

(3) 臨時休業期間中における中学校の部活動は、行いません。